

平成29年度 事業計画書

自 平成29年4月3日

至 平成30年3月31日

一般財団法人 関東貸切バス適正化センター

平成29年度 事業計画

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、適正化事業実施機関が巡回指導等を行うための負担金徴収制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立した。

これらを受け、当センターは、道路運送法第43条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化機関として国土交通大臣から指定を受け、上記の巡回指導等を行うために設立されたものである。

本事業年度においては、速やかに適正化事業実施機関としての指定を受け、その後、適正化事業の中でも特に重要かつ確実な実施が求められる「巡回指導業務」を円滑に開始するべく、適確な業務実施体制の構築を行い、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化事業実施機関としての責務を果たすため、以下の計画により事業を遂行する。

1 一般貸切旅客自動車運送（以下「貸切バス」という）の輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

（1）巡回指導実施計画

- ・貸切バス事業者に対する巡回指導の実施計画を立て、公正かつ適確に行うとともに、改善を必要とする事業者に対してはきめ細やかな指導を実施する。なお、巡回指導実施計画数は、下表のとおりとする。

月	実施 可能日	実施 営業所数	実施地区等	備考
4月	日	カ所		
5月	日	カ所		
6月	日	カ所		
7月	日	カ所		
8月	22日	22カ所	関東地区	
9月	20日	20カ所	関東地区	
10月	20日	20カ所	関東地区	
11月	20日	20カ所	関東地区	

1 2 月	2 0 日	2 0 カ所	関東地区	
1 月	1 9 日	1 9 カ所	関東地区	
2 月	1 9 日	1 9 カ所	関東地区	
3 月	2 0 日	2 0 カ所	関東地区	

(2) 巡回指導業務の公正かつ適確な実施のためにとるべき措置

① 適正化事業指導員等の配置

- ・適正化事業に関する事務及び適正化事業諮問委員会（法第43条の17第1項に定める一般貸切自動車運送適正化事業諮問委員会をいう。）への諮問に関する事務（以下本条において「適正化事業に関する事務等」という。）を所掌するとともに適正化事業に関する事務等を統括するための首席指導員を1名配置する。
- ・法第43条の3第1号及び第2号に掲げる業務を公正かつ円滑に遂行するための適正化事業指導員（以下「指導員」という。）を2名以上配置する。
- ・各種講習会、セミナー、研修等に参加させ、職務の執行にかかる資質の維持・向上を図る。

② 巡回指導業務の公正かつ適確な実施

- ・指導対象事業者を選定するに当たっては、運輸局等の監査方針等との連携を十分に図るとともに、個々の事業者に対する適正化の指導の必要性を勘案した指導内容とする。
- ・指導により事業者評価を行う際は、明確な基準に基づき、均一化された判断により、公正かつ適確になされるよう徹底を図るとともに、調査事項の確認状況、評価の判断理由等について記録するなど指導時の事業者評価結果について説明に応じられる措置を講じる。
- ・適正化事業指導業務が公正かつ適確に行われることによって、貸切バス事業の適正化が促進されることについて指導員自身の理解をさらに深めること等により、適正化事業指導業務における改善指導等の厳正な実施を図る。

③ 運輸局等との連携

- ・適正化事業の実施にあたり、監査方針及び行政処分等の基準について、最新情報の入手及び共有を図る。
- ・指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある事業者が認められた場合は、直ちに運輸局等へ報告を行うための体制を構築する。
- ・指導によっても改善がなされない事業者やその他違法性が疑われる事業者、利用者等からの苦情が多い事業者について、適確に運輸局等へ報告を行う体制を構築する。

④ 巡回指導業務の一部の委託

- ・平成29年度においては、以下の「ア」に掲げる団体へ「イ」のとおり巡回指導業務の一部を委託する。

ア 委託先の名称

一般社団法人東京バス協会
一般社団法人神奈川県バス協会
一般社団法人千葉県バス協会
一般社団法人埼玉県バス協会
一般社団法人茨城県バス協会
一般社団法人群馬県バス協会
一般社団法人栃木県バス協会
一般社団法人山梨県バス協会
独立行政法人自動車事故対策機構

イ 委託の内容

センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務

2 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営営する行為の防止を図るための啓発活動

- ・貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営営する行為の防止を図るための啓発活動については、センターのホームページを活用するほか、関係機関等と連携を図りながら、機会を捉えて行う。

3 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

- ・関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止するため、センターのホームページを活用するほか、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。

4 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理

- ・旅客から寄せられる苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行う。